

税務Q&A



いわゆる節税保険に関する 税務取扱いの変更について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷 比呂史
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



当社は、まもなく決算期を迎えますが、幸いにして大幅な収益増加が見込めそうです。そこで、節税策を検討しているのですが、いわゆる節税保険が規制されたと聞きました。どういことなのでしょう。過去に契約して節税できた分まで、遡って税金を支払わなければならないのでしょうか。



本年7月8日以後に締結された一部の保険契約につき、支払保険料の損金算入が認められなくなります。

もっとも、同内容の保険契約であっても、過去に締結したものについてまで、遡って税金を支払わなければならないということはありません。

1. 改正の内容

(1) いわゆる節税保険とは？

3年以上の保険期間を設け、ある会社が自己を契約者として、その代表者等を被保険者とする保険契約については、従来、支払保険料の全額(正確には、半額損金算入タイプなどがありました、分かり易さの観点から、全額タイプに統一します。)の損金算入を認めてきました。この保険は、一定期間経過直後に高い解約返戻率を設定することで、いわば保険会社にお金を預けるような機能を果たす一方で、当該一定期間内において支払保険料の全額を損金算入することによって会社の所得を圧縮できたことや、期末に一年分の保険料を支払う駆け込み型でも全額を損金算入できたことから、近年、節税商品として大流行しました。

(2) そんな旨い話は…

ところが、このような節税保険は、偶発的なリスクに予め備えるという保険本来の趣旨から外れたものであったため、昨年ごろから金融庁が問題視していることが報道されるようになりました。そして、国税庁

も、今年に入って、通達改正することを生命保険各社に通告し、パブコメ等の実施を経た上、6月28日付で法令解釈通達が発遣され、取扱通達の改正と共に、個別通達の廃止が行われました(もっとも、前記通達発遣以前の今年2月ころには、生命保険各社も、節税保険の販売を自粛していました。)

改正の内容は、やや複雑であるものの、要するに、当該種類の支払保険料につき損金算入を認めないとするものであることから、節税保険は、節税としての機能を完全に失うこととなりました。なお、同改正は、既に契約済みのものについて及ばないことも、明確にされました。

2. 締結前には是非税理士等にご相談を!

筆者は、ある会社が、保険勧誘の際に、「万一保険料を払えなくなっても損をすることは無い」と誤った説明を受けたために節税保険を購入したものの、後に高額な保険料を支払うことができなくなった、として、保険会社に対して損害賠償を請求した訴訟を担当したことがあります。この紛争自体は、後に和解によって双方にとって円満な形で解決できたのですが、節税効果に着目して期末駆け込みで保険契約を締結すること自体、危うい行為ではありました。

どのようなリスクに備える必要があるのか、出口戦略をどうすべきか、そのために幾らの保険料なら支払えるのか等々を考慮した上で締結するのであれば、保険は、本当に素晴らしいものです。大半の保険各社は、顧客の長期利益に立って商品を勧めてくるものと思いますが、中には、昨今の報道のような例もあります。

貴社が多額の収益をあげられたのも、今期、社長や従業員が一丸となって頑張られた結果です。その利益、事業とは無関係なことで失っては元も子もありません。

保険契約を締結される際には、どうか事前に税理士等にご相談ください。